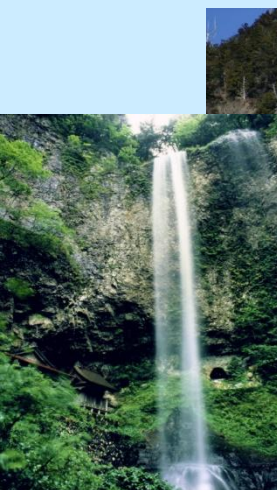


ふるさと納税制度を活用した寄附金のご案内



わがとこ 隠岐の島町 を
応援してください！！



ふるさと隠岐の島町を愛し、まちの発展を願い応援していただける皆さんから、寄附金を募集します。

 隠岐の島町

『ふるさと納税制度』を活用して、 隠岐の島町を応援してください！

自然、歴史、文化など豊かな地域資源に恵まれたふるさと隠岐の島町の発展を願い、応援したいという思いを『寄附』という形で実現してみませんか！

『ふるさと納税制度』とは、『寄附』の一定限度を、居住地の個人住民税・所得税から控除できる制度です。

ふるさと隠岐の島町を愛し、応援していただける皆さんから寄附金を募集します。



◇ 寄附の申込み方法

①インターネットによる申込みの場合

隠岐の島町ホームページ内の「しまね電子申請サービス」
HPアドレス<http://www.town.okinoshima.shimane.jp>

②郵送、FAX、Eメールによる申込みの場合

「寄附申込書」にご記入の上、以下の申込先まで郵送、FAX、Eメールのいずれかでご送付ください。

(申込先)

〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町城北町1番地
隠岐の島町役場 企画財政課 ふるさと納税担当者 宛て

◇ FAX : 08512-2-6005

◇ e-mail: kikakuzaisei@town.okinoshima.shimane.jp

(TEL: 08512-2-8566)

◇ 寄附の払込み方法

ご寄附いただいた方には...
町の様子をお伝えする「総合誌隠岐の島」を
1年間無料にてお送りさせていただきます

「寄附申込書」が届きましたら、専用納付書を郵送いたします。
全国のゆうちょ銀行（郵便局）の窓口で納付してください。

◇ 寄附金で実施する事業

ふるさと隠岐の島町を応援したいという思いを、次の5つのメニューからお選びください！

寄附金は『隠岐の島町ふるさと応援基金』積み立て、翌年度以降の事業に活用します。

① 青少年教育又は地域文化の振興に資する事業



たとえば・・
○ふるさと教育
○教育施設的环境づくり

② 医療又は保健・福祉の充実に資する事業



たとえば・・
○医師招聘対策
○医療機関の機能充実

③ 竹島の領土権の確立に資する事業



たとえば・・
○研究の成果報告
○子供たちの教材作成

④ 自然環境の保全・整備に資する事業



たとえば・・
○自然公園の整備
○地域資源の有効活用

⑤ 隠岐の島町長が必要と認める事業

たとえば・・
○産業振興 ○防災 ○観光
○空路航路 ○交流



『ふるさと納税制度』の仕組み(イメージ図)

— 寄附の申込みから住民税減額までの流れ —



ふるさと寄附金の控除額については、隠岐の島町ホームページ

<http://www.town.okinoshima.shimane.jp/>

〔ふるさと隠岐の島応援寄附金〕のバナーをクリックしてご覧ください。

〔問い合わせ先〕

〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町城北町1番地
隠岐の島町役場 企画財政課

TEL:08512-2-8566 Fax:08512-2-6005